

雄胡蝶、結植松花橘二木、花橘又名二藪柑子

〔貞丈雜記七酒盃〕一兩口の銚子は略儀也、古殿中にては片口を用られし也、魚板持參記ニ云、御祝の時は片口たるべし、式膳部記に云、公方様御成など、其外きつとしたる時は片口にて參候間、口をも包む事なく候、自然かた口なき時、もろ口にて候へば、口の包様有之、他流には木の葉をゆひ付など色々の事候、一向なき事に候云々、條々聞書に云、式三獻常の御盃の時も、御銚子はかた口可成也、公方様にては、正月五月其外節朔には、かた口の御銚子白シ、白とは白めつき也、宗一册拔書にあり、御酒も白酒也、又私様にて片口のてうしななければ、かたくの口を包む也、出陣の時も、其外祝言にも、かた口の銚子を可用云々、今の世片口の銚子絶て、皆もろ口計あり、一説にてうしの右口は、切腹の人に酒のまする時、此口より酒を出す間、常には包おくと云はあやまり也、常に切腹人の用意に、口をニツ付ておくにはあらず、もろ口のてうしは大酒もりにて、客人入みだれて吞時、右の人へも左の人へも、酒を盃へ入べき爲に、兩方に口を付たる也、切腹の用意にはあらず、切腹人に酒のまする時も、常のごとく左口より酒を出す也、銚子の持様は常とかわりて、左右の手を取かへて持て逆にする也、右より酒出事なし、右口を用るは亂酒の時計なり、

〔厨事類記〕銀器

片。口。銚。子。記云、口徑六寸、柄長、

已上舊記不同

〔宗五大草紙上〕公方様諸家へ御成の事

一式三獻の時、かた口の銚子可用、白酒也、くはへなし、常の三の盃同前、

〔海人藻芥〕山名修理大夫入道

紀州作州兩國守護

之比、仁和寺ニ居住之間、年始ニ罷向彼宿所之處、二三獻ノ

義アリ、每度各盃也、銚子ハ片口ヲ裏タリ、此事高尾張入道以正難之云、銚子ノ口ヲ裏事ハ、全分略